

# 社会福祉法人フィロス 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人フィロスの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事・監事・評議員をいう。

## (理事会・評議会の出席報酬等)

第3条 理事・監事・評議員が理事会・評議会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費については、「交通費精算書」に領収書等添付し提出を行うことで実費金額を支給する。

自動車等の場合においては以下の計算式で算出された金額を支給する。

(出発地点から理事会及び評議会会場までの距離) × 15 円

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

5 交通費については、「交通費精算書」に領収書等添付し提出を行うことで実費金額を支給する。

自動車等の場合においては以下の計算式で算出された金額を支給する。

(出発地点から理事会及び評議会会場までの距離) × 15 円

また、法人及び施設運営のための業務において出張等があった場合には法人の「旅費規程」に基づき、「旅費交通費精算書」に領収書等添付し提出を行うことで支給をする。

- 6 上記1～4の業務にあたって、その業務内容については「業務報告書」を作成し、理事会及び評議会において報告を行い、その業務が法人及び施設運営の業務に値すると承認を受けた場合において報酬を支給する。

(役員報酬の総額)

第5条 理事及び監事に対する報酬の会計年度ごとの総額は6,000,000円以内とする。

- 2 評議員に対する報酬の会計年度ごとの総額は定款に定める1,000,000円を以内とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事、監事、評議員に対する報酬等については次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 理事会及び評議会の出席報酬及び交通費

4月1日～3月31日までに出席した理事会及び評議会の回数を集計し、3月31日に1年間の出席報酬を支払うものとする。交通費においても提出された「交通費精算書」の金額をまとめて出席報酬とともに支給する。

(2) 勤務報酬及び交通費

毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日であった場合は、その前日を支給日とする）交通費においても提出され「交通費精算書」を勤務報酬とともに支給する。

(3) 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができるものとする。

(4) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(5) 出席報酬及び勤務報酬について、報酬の受取を辞退する場合においては法人に対し「役員報酬等辞退申告書」を提出し、報酬の受領を辞退することができるものとする。

(費用)

第7条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、「支出調書」に領収書等を添付し、理事会・評議会においてその費用が、法人及び施設の経費として認められた場合において当該費用を支給する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議会の承認を受けて行う。

## 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（理事会・評議会の出席報酬等）

	報酬（日額）
理事会出席報酬	5,000 円
評議会出席報酬	5,000 円

別表 2（役員及び評議員の勤務報酬等）

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 等（日額）	30,000 円
業務執行理事業務報酬等（日額）	20,000 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等（日額）	10,000 円
監 事 監 察 指 導 報 酉 等（日額）	15,000 円